

特別掲載

日本社会福祉学会第60回秋季大会開催校企画シンポジウム報告
(2012年10月21日 於 関西学院大学)

日本社会の再生と社会福祉学の役割

一人・地域・制度のつながりにおける社会福祉の領域と境界

シンポジスト	福原 宏幸 (大阪市立大学大学院経済学研究科教授)
	勝部 麗子 (豊中市社会福祉協議会地域福祉課長)
	永岡 正己 (日本福祉大学社会福祉学部教授)
コメンテーター	岩崎 晋也 (法政大学現代福祉学部教授)
コーディネーター	牧里 每治 (関西学院大学人間福祉学部長・教授)

牧里 開催校企画関西学院大学シンポジウムを始めさせていただきます。テーマが大きいのでどこから切り込んでいくか迷います。今日のテーマに関して3名の方からご発表をいただきます。お一人目は、大阪市立大学の福原宏幸さん。労働経済、福祉経済を担当されております。近年は社会的包摂、ワーキングプア、労働と福祉にかかわるテーマについて問題提起されておられます。福祉研究に対する提言、注文、期待などをお話していただけたと思います。二人目は豊中市社会福祉協議会の勝部麗子さん。事務局次長兼地域福祉課長をされております。最近頻繁にテレビなどにも出演されています。社協を愛する人、ずっと変わりなく地域で今日の仕組み、取組をつくられてきました。活動の中からご本も出されておまして、ひきこもりの青年がマンガにして売っている本もございます。三人目は日本福祉大学の永岡正己さんです。研究史的研究を幅広くやっておられまして、理論提起を大所高所からご意見をいただけるのではないかと考えています。以上、3人の方にシンポジストとしてご報告をいただきます。コメンテーターとして法政大学の岩崎晋也さんをお願いしております。コーディネーターは、関西学院大学・大会実行委員長の牧里每治が務めます。

今回のテーマは「日本社会の再生」、社会再生とはどういうことなのか。この言葉に象徴されま

すように東日本大震災が私たちに突きつけたもの、私たちが創り上げてきた戦後60年の社会福祉体制がどういうものだったのか、どのように支援する機能するものだったのか、どのような取組だったのかを含めて、もう一度、振り返りたいという思いです。一つは社会福祉が、広く近接領域に向いて協働していくこと、他方では5000人を超える学会になりましたが、アイデンティティ、焦点がぼやけてきたのではないかと、どこに私たちはレーゾンデートルを求めるとかを含めて議論できれば、このシンポジウムの意味もあるのかなと思って、このようなテーマにさせていただきました。

今日、いろいろジャーナリズム等で問題になっている無縁社会、その象徴としてのごみ屋敷問題とか、ひこもり青年の問題とか、非正規雇用が増えていること、日本をめぐる国際的な状況の中で日本の位置の経済的・社会的問題とかいろんな要因が複合的に反映しております。それらの問題状況を社会福祉制度に引き戻して振り返りますと、我々が築いてきた制度の歪みなりが、このような社会的現象に反映しているのではないかと思うわけです。そういう視点で見ると、これまで創りあげてきた社会福祉制度、社会福祉法人制度や社会福祉の資格制度、地方自治体で申しますと、さまざまな福祉計画を策定しておりますが、その計画の見直しとか、その制度政策の中で何ができ

ていないのか課題を問うことになります。学会ですから、どういう論点が考えられるかということ、本日、皆さんと一緒に議論していければと思います。

それではシンポジストの皆さんにそれぞれご報告をお願いしたいと思います。最初は福原さんから労働福祉の状況、福祉サービスの利用者にかかわる部分に、どう今の就労状況、経済状況が影響しているかという観点からお話をいただけるのではないかと思います。続きまして実践の立場から勝部さん、最後に理論的な立場から永岡さんにリレーしていただければと思います。それでは福原さんからお願いします。

※89～113ページの掲載内容は、2012年10月21日に、関西学院大学西宮上ヶ原キャンパスで開催された日本社会福祉学会第60回秋季大会の開催校企画シンポジウムにおけるシンポジストの報告内容、及びそれに対するコメント・質疑応答の概要です。

日本社会の再生

——社会的つながりと社会連帯経済、そして社会福祉の役割——

福原宏幸

はじめに

大阪市立大学の福原です。学会員ですが加入して1年くらいの新参者にすぎず、シンポジストという大役を与えられ、恐縮するとともに感謝申し上げます。「日本社会の再生」という大きなテーマは私の力量ではもてあまし気味ですが、経済学とりわけ労働経済学と社会経済学の観点からお話をしたいと思います。

私は、この15年余りのあいだ、日雇い労働問題、ホームレス問題、ワーキングプア問題、就労困難の人たちの問題などを中心に、調査研究に取り組んできました。また他方では、フランスを中心に社会的排除／包摂などの理論と政策に関わる研究をしてきました。

さて、社会福祉の対象となる「社会的援護を要する人びと」あるいは「社会的困窮者」と呼ばれる人たちの問題に対する新しいアプローチを世に問うたのは、よく知られているように、2000年12月に出た『社会的援護を要する人びとに対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書』でした。そこでは、こうした人びとの問題を社会的排除ととらえ、「今日的な『つながり』の再構築」、地域社会での支援の構築などが主張されました。これは、いくつかの先進地域においてきわめて興味深い地域福祉の実施につながりました。たとえば、このあと報告される勝部さんたち豊中市社会福祉協議会（2010）などの活動があります。しかし、全国的には、熊田（2008）が述べているように、こうした支援の構築は十分には進んできませんでした。その結果、たとえば、五石（2011）のように、「日本の社会福祉では、地域福祉における対人サービスと生活保護におけるケースワークに二分され

てきた」ととらえる見解も現れました。社会福祉のこの10年余りを取り巻く状況は、よきにつけ悪しきにつけ、こういった状況にあったと認識されています。

ところで、2000年の『検討会報告書』の問題意識は、2007年の厚生労働省社会・援護局に設置された「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」に引き継がれ、貧困・生活保護も含めた地域のすべて課題に対応できるような総合的な福祉サービスの整備の構想が議論されてきました。それはまた、今日の厚生労働省が推進している生活支援戦略として具体化されつつあります。

私に与えられた課題は、こうした今日の状況を踏まえて、「日本社会の再生と社会福祉学の役割」について、学際的見地からとりわけ経済学の観点からアプローチすることにあります。一言に経済学といっても、その寄って立つ経済思想や注目すべき論点によって、議論の内容は異なりますが、ここでは労働経済学および社会経済学という観点からアプローチしたいと思います。

議論の順番として、はじめに、社会的困窮者増加の要因を、社会経済システム・雇用システムとの関連で明らかにしたいと思います。次いで、彼らに対する施策を「アクティベーション」の概念に照らして整理していきましょう。3つ目には、市場経済において就労の機会を確保することが困難となってきたなかで、新たな社会参加と就労機会の場をつくりだすものとしての社会連帯経済の重要性と意義について論じたいと思います。この2と3の議論は、社会的困窮者支援という視点から日本社会の再生を考えるというものでもあります。最後に、こうした将来の見通しのなかで社会福祉が果たす役割について、私の期待も含め

つつ述べたいと思います。

1. 現代日本の社会経済問題 — 貧困と社会的排除 —

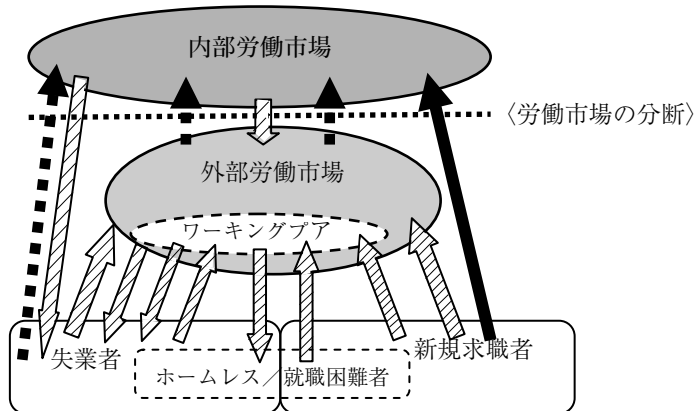
日本では、社会が豊かになるにともなって、家族に依存しない「社会の個人化」が次第に広まってきていると言われています（武川 2007）。また、経済の領域では、知識基盤型経済が広がるとともに、経済のグローバル化とそれを推進する新自由主義的経済政策が展開されてきました（水野 2012）。日本型福祉レジームは、企業主義、男性稼ぎ主型家族モデル、それらを前提とした社会保障制度によって構成されていますが、こうした経済環境の変化によって、この体制はうまく機能しなくなりつつあります。企業は短期の成果を重視する経営へとシフトし、正社員となる対象者を限定し、また雇用身分保障的なメンバーシップを弱める方向へ向かいつつあります。これは、男性稼ぎ主によって家族を支えるという家族像を実現できない層を多く作りだし、単身世帯が増えています。社会保障制度は、こうして生み出されている非正規労働者や単身世帯に十分対応できる仕組みとなっていません。こうして、企業社会、家族そして社会保障制度からもれ落ち、排除される人びとが急増してきました（大沢 2007、濱口 2009、

福原 2011）。

この問題を労働市場構造に落としこんで示すと、図1になります。図には大企業や中堅企業で働く人たちから構成される「内部労働市場」、下に非正規雇用、中小零細企業で働く人たちからなる「外部労働市場」という具合に、労働市場は分断されています。この「外部労働市場」のなかに低賃金であるとともに家族からの経済的支援を受けられない単身世帯などの「ワーキングプア」が存在します。この図には、さらに失業者と新規求職者が下に描かれていますが、この中にホームレスやさまざまな理由によって就職できないでいる就職困難者が含まれています。

「内部労働市場」は相対的に安定している領域であるのに対して、「外部労働市場」は流動性の高い領域です。労働条件や賃金においても、格差があります。新規求職者のほとんどは正社員となることをめざしますが、それがうまくいかなかった場合、外部労働市場で就職口をみつけるか、労働市場に参入せずニートになります。さらに、外部労働市場の不安定さ、流動性は、一時的な失業を含みますが、今日この失業も長期化しつつあります。ここから、内部労働市場をめざそうとしても、それはごく例外的にしか達成しえないという構造が存在します。これらの結果として、ワーキングプア、就職困難者、そしてホームレスなどは、

図1 日本の労働市場構造とワーキングプア



注) 矢印 \rightarrow と \dashrightarrow は、より安定した労働市場への移行を示す。
 矢印 \Rightarrow は、不安定な労働市場あるいは失業への移行を示す。
 出所) 福原 (2011)。

貧困に直面せざるをえず、また会社、家族、友人などとの信頼できるつながりが希薄化し、社会保障諸制度からも見放されているという意味で社会的に排除されていきます。

こうした人びとに対する社会的排除がどのような領域に及んでいるのかを示したのが、図2です。一番下が個人・家族のレベルで、左端の「失業、不安定な労働」が、社会とのつながりの喪失、貧困、自分自身からの排除、社会的な孤立、こころの病など、右方向にあるさまざまな領域に問題が連鎖的に広がっていきます。社会福祉は、貧困や社会的な孤立、こころの病気等を援助の対象にしていると思いますが、社会とのつながりの回復や就職の領域は対象外となっています。この点についてはあとで触れたいと思います。この図でもう一つみておきたいのは、個人がかかえるこれらの排除問題に対して、本来であれば国のレベルでの支援策が求められますが、日本ではこれまでの福祉レジームの中でつくられた制度では十分に対応できていないという点、またメゾレベルである企業組織や地域コミュニティのレベルにおいても、

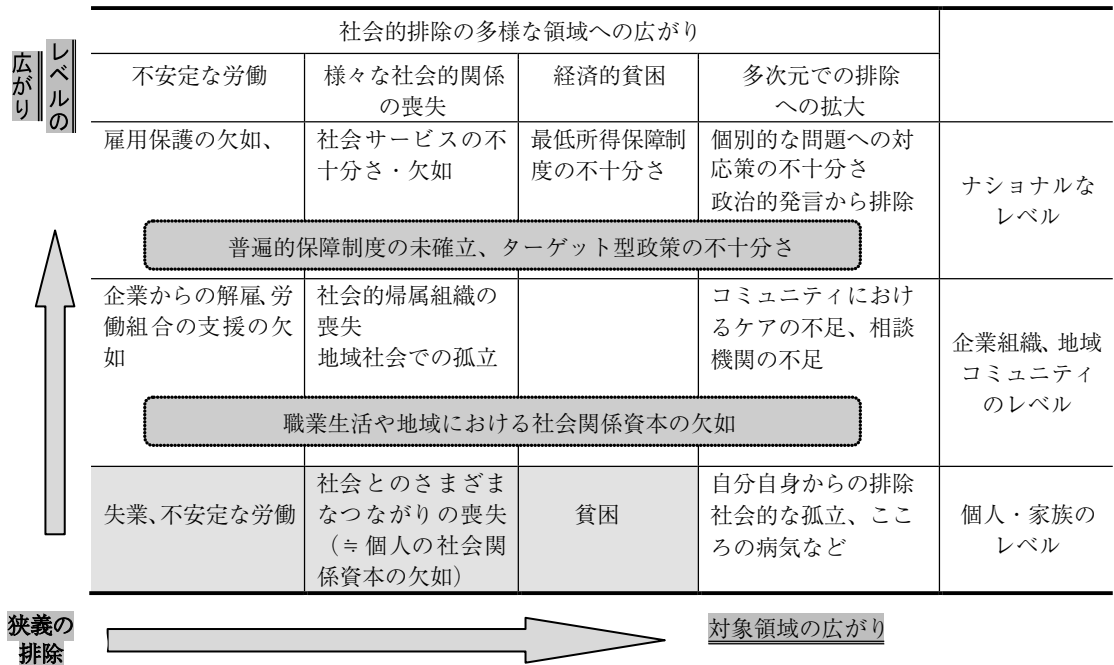
対応がなかなかうまくできていないことを示しています。

いずれにしろ、この図からは、雇用領域における深刻な問題が、社会福祉や医療支援の領域に問題が広がり、また国の施策とともに企業のあり方やコミュニティ・レベルでの施策のあり方まで問う広がりをもっていることを提示しています。

このようにして、ワーキングプアが、そして実際にはそれと一部重複している就職困難な失業者たちが滞留していくことになります。なお、社会的困窮者といった場合、稼働能力をもたない人びとも含まれるが、ひとまず就職困難層を含んだその概念図を示せば、図3となるだろう。

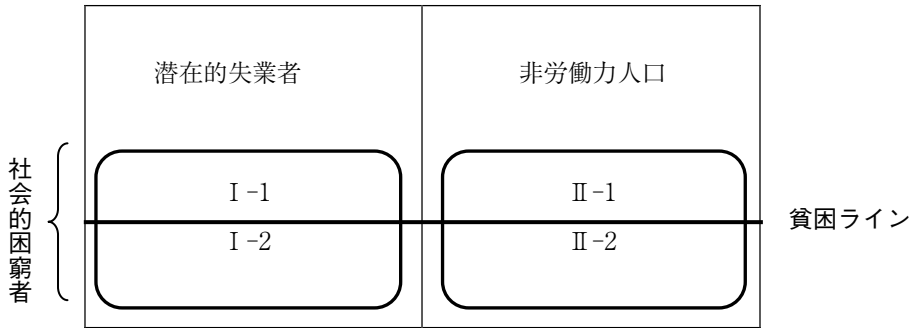
潜在的失業者と非労働力人口のそれぞれは、稼働能力をもつ社会的困窮者すなわち就職困難者と、稼働能力をもたない社会的困窮者を含んでいます。この図に、貧困ラインを加えると、社会的困窮者は、4つのグループに分けることができます。従来の社会福祉の対象という観点から整理すれば、II-2の「稼働能力をもたない貧困層」は従来からの生活保護受給者にあたります。II-1

図2 不安定雇用、貧困そして社会的排除の広がり



出所) 福原 (2011)。

図3 社会的困窮者と就職困窮者



I-1： 貧困ボーダーにある就職困難者
I-2： 貧困にある就職困難者

II-1： 稼働能力をもたない貧困ボーダー層
II-2： 稼働能力をもたない貧困層

※ IIには、主に高齢者や障害者が入る

出所) 筆者作成。

の「稼働能力をもたない貧困ボーダー層」は生活保護を受給しておらず地域福祉の対象となった人びとであり、ここでは福祉施策によって切り分けられてきたことがわかります。

潜在的失業者の方では、I-2の「貧困にある就職困難者」は、2009年まではなんら支援施策が及ばず場合によってはホームレスとなることを余儀なくされてきた人びとですが、ようやく2009年以降、生活保護を受けられるようになり就労支援の対象となっていきました。I-1の「貧困ボーダーにある就職困難者」は、2011年からは第2のセーフティネットとして登場してきた求職者支援制度や住宅手当の対象となる人たちです。

今日、2013年4月の開始をめざしている生活支援戦略では、I-1、I-2の2つの領域にいる人びとをトータルに支援する方向をめざそうとしています。また、II-1とII-2の領域においても、両者を二分することなく、経済的な支援、こころの病の克服や社会とのつながりの回復など、より総合的な地域福祉の展開が望まれています。

2. 日本におけるアクティベーションの方向性

日本の社会的困窮者と彼らに対する支援の現状を整理しました。このなかで、とくに就職困難な人びとおよび就職可能な人びとに対しては、就労

に向けた支援の重要性が指摘されています。このことは、日本に限らず欧米諸国でも同様というか、先行して取り組まれてきています。多くの欧州諸国では、稼働能力をもつ貧困層に対して、一般に最低所得保障とともに就労に向けた様々な支援策が実施されています。それは、「貧困の罨」からの脱却をめざすという目的がありますが、それだけでなく当事者の生きる権利の保障という観点からも重視されてきました。こうして、各国が独自の就労に向けたアクティベーション政策を実施するようになってきました。もちろん、日本においても、遅ればせながらそうした政策志向の追求がはじまりました(福原2012a)。

このアクティベーションは、社会的困窮者に対して、積極的労働市場政策(職業紹介、職業訓練または職業教育)や各種の社会参加支援政策(心身の健康回復、日常生活支援、社会的なつながりの回復など)を実施することで、就労またはそれ以外の社会参加をうながす政策類型を意味します。すなわち、ここでは、雇用と福祉の連携策が求められているわけですが、その組み合わせ方には3つの類型があります。

第1は、就労または就労支援措置への参加を拒む福祉受給者に対して制裁措置を実施する「福祉から就労へ」型ワークフェアです。第2は、就労や社会参加に向けた意欲喚起の支援を実施し、参

加を福祉受給者の自由意志にゆだねる「狭義のアクティベーション」です。ただし、この「狭義のアクティベーション」には、社会的包摂の場として労働市場を重視する「就労アクティベーション」と、地域社会や支援組織などにおけるもろもろの社会関係を重視する「社会的アクティベーション」に分けられます。実際には、これら2つのアクティベーションは、相互に連携させながら活用されることが多いのですが、また、これらの実施にあたって、ソーシャルワーカーをはじめ福祉担当者・機関は重要な役割を担っています。第3は、発展途上国にみられる「はじめに就労ありき」型ワークフェアであり、支援を極力実施しないことによって困窮者が否応なく就労に向かわざるをえない状況に追い込むものです。

日本は、高度経済成長時代にできあがった日本型福祉レジームを基礎として「はじめに就労ありき」型ワークフェアで対応してきたわけですが、それは少なくとも90年代まで続き（埋橋1997, 2011）、2000年代前半に登場してきた一連の「自立支援」策においてもそれが根強く残っていました。

しかし、その政策の限界が明らかになるなかで、2006年後半に登場した安倍政権とそれ以降の政権では、政策が次第に転換されていきました。これは、経済格差やワーキングプアの問題への対応策の創出（2007年2月『成長力底上げ戦略』）、厚生労働省による『これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書』（2008年3月）、「社会的包摂」や『『公』の新たな担い手の支援（2009年6月『安心社会実現会議報告』）、そして、「生活支援戦略」の具体化（2011年12月の『日本再生の基本戦略』）へと発展してきました。このようにして、「狭義のアクティベーション」へ向けて大きく舵が切られました。とくに、2008年3月に発表された『これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書』では、社会的排除の問題が取り上げられ、「狭い福祉概念にとらわれず、防災や防犯、教育や文化、スポーツ、まちづくりや建築といった分野との連携や調整」も打ち出されました。

こうして、いくつかの自治体や社会福祉法人やNPOそして社会的企業などでは、社会的困窮者

支援において、「社会的アクティベーション」も含めた「狭義のアクティベーション」の実践を蓄積してきました。しかし、生活保護受給者就労支援の領域では、「就労アクティベーション」に終始する自治体が多く、なかには生活保護の打ち切りをちらつかせる「福祉から就労へ」型ワークフェアもみられました。このように、まだ混とんとした状況は残っていますが、社会的困窮者支援を軸に日本社会の今後のあり方を問う議論が、深められつつあります。その基本的方向は、さまざまなレベルでの社会参加であり、就労へのアクセスの支援の重視であり、それによって包摂型社会を構築することが求められています。そして、このなかで、社会福祉従事者が果たす役割には、大きな期待が寄せられています。すなわち、地域福祉のなかで、まちづくりや文化の視点も取り込みながら貧困と社会的排除の問題に挑戦し、社会とのつながりの再構築を通じた自尊感情、自己肯定感を育み、さらには自治体雇用担当部局やハローワークとの協力・連携による就労支援までを視野に入れることが求められています。

3. 社会的企業、脱成長と社会連帯経済

1) 社会的企業と社会福祉従事者

ここではとくに、就労支援の問題を、もう一步推し進めて考えていきたいと思います。包摂型社会の構築は社会参加と就労が軸となりますが、とくに就労は生活基盤(所得の確保と人のつながり)の確保をともなうことから重要です。この観点に立って、社会福祉法人をはじめさまざまな団体が、社会的困窮者の就労支援のために社会的企業づくりに取り組んでいます。

日本にもいくつかの先進事例がありますが、欧州各国では、かなり広範囲にわたってこれらの企業が活動しています。イギリスの事例やイタリアの協同組合などの事例が、日本でも広く知られています。イタリア映画「人生ここにあり！ やればできるさ」では、1980年代の精神疾患を抱えた人たちが就労に向けて自立していく実話の姿が描かれました。イタリアでは、身体障害や精神障害はもちろん、子どもや社会のマイノリティが抱える、生きる上での様々な困難を、当事者を中心に

協同の力で解決していこうということで、1991年に社会的協同組合が制度化されたわけです。この場合も、ソーシャルワーカーなど社会福祉関係者が寄与するところが大きかったと聞いています。フランスでは、日本のNPOにあたるアソシアシオンを認めた法律が1901年に制定され、多くのアソシアシオン、社会福祉法人、共済組合、協同組合などが設立されてきました。こうした中で、失業問題が深刻化し始めた1970年代末から、就労困難層に対して宿泊場所を提供していた福祉事業所で、ソーシャルワーカーが中心になってアトリエ（就労作業所）を立ち上げ、その後80年代には政府から「経済活動による社会参入」事業として認定されていくプロセスがみられました。このように、欧州では、すでに、さまざまな社会的困難を抱えた人々の就労に向けての支援、当事者の活動がさかんであり、またそこにおける社会福祉関係者の関わりは大きいものがあります。

そして、近年、日本においてもそうした動きが広がりつつあります。今日、全国的にも名が知れ渡っている北海道浦河町にある社会福祉法人「べてるの家」や和歌山の社会福祉法人一麦会・通称「麦の郷」はその代表的な存在でしょう。また、共同連に参画している多くの障害者団体、日本労働者協同組合連合（通称「ワーカーズ・コープ」）や、ワーカーズ・コレクティブにおいても、同様の活動を展開しつつあります。

それらは、一般就労につなげる「中間就労」、一般労働市場では就労継続が困難な人びとを対象に当事者の能力とニーズにあった働き方を提供する「社会的就労」があります。今日、こうした社会的企業の取り組みは、多くの先進諸国で重要視されており、日本でもようやく注目を集めつつあります。そして、こうした世界において、社会福祉関係者の対人援助技術のノウハウが生かされながら、当事者たちの社会や就労に向けての支援が進んでいます。

2) 社会参加・就労と社会的承認

ところで、人びとが社会のなかで生きていくにあたって必要となるものの重要な要素に「人とのつながり」や「信頼」がありますが、これらはいいかえれば「社会的な承認関係の構築」にあたり

ます。私たちが生きる意欲をもちえるのは、他者とのかかわりのなかで自らが承認された存在であることが自覚され、かつ他者との社会的な関係に支えられつつ自律した生活を送ることができるからです。その意味で、社会とのつながりの構築は、社会的な相互承認関係の構築と当事者の自尊感情の育みにおいて、そしてまた自律生活にとっても重要です。

この社会的承認をめぐるいくつか議論がありますが、ここではアクセル・ホネットの議論に着目したいと思います（ホネット1992, 邦訳2003）（赤石2007）（水上2005）。彼は、社会的承認を、「愛」「法的承認」「社会的価値評価」の3つの形態に類別しています。愛による承認は、家族による愛情や友人による友情など「利害関係を越えた感情」による承認関係です。法的承認は、日本国憲法第25条にみられるように、法的平等の原理のもと、国家の諸施策によって、一定の社会的地位と尊厳が保証され、ある程度の物質的資源やライフチャンスの平等な分配が保証されるようになることを意味します。これに対し、社会的価値評価は、社会的労働、とりわけ職業労働によって獲得されるものです。ここでは、個々人の能力や特性の評価は、その人が従事する労働とその成果に向けられます。したがって、個人の自己肯定感や人格的アイデンティティは、どのような労働に従事しかほどの成果を挙げ、それがどう価値評価されるかによって規定されることとなります。そして、現代社会が市場経済を基盤としているそのかぎりにおいて、社会的労働は、承認論の中心的な位置を占めることとなります。もちろん現実には、愛、法的承認そして社会的価値評価の3つの次元を通して、私たちはよりトータルに承認された存在であることが大事だと思います。

では、社会福祉施設等の入所者に対してはどういう承認がなされているのでしょうか。私なりに整理してみました。ホネットの議論にしたがえば、こうした人の社会的承認は、法的承認とソーシャルワーカーの愛によって実現されているといえないでしょうか。社会的アクティベーションに向けたさまざまなプログラムへの参加は、その施設に関係している者たちから構成された「世界」において一定の価値評価による承認を引き出すことが

できます。また、就労に対して賃金ではなく「手当」という対価が支給される社会的事業所などにおいても、これと同様の承認が見いだすことができます。最低賃金に満たない手当は、労働者としての評価を得ていないという意味において、現代の経済社会からは正当な社会的価値評価を得ていないといえます。

このことは、就労支援において、民間企業などにおいて最低賃金以上で働く一般就労に就くことこそがポジティブとみなされることとなりますが、他方、社会的事業所や社会的企業における「社会的就労」はネガティブなものともみなされることとなります。

しかし、就労にあたってさまざまな困難を抱えた人々の社会的就労にポジティブな意味を付与し、社会的に正当に評価することはできないのでしょうか。今日、この問題は、福祉受給者の社会参加と就労に向けた支援において、乗り越えがたい壁となって立ち現れているように思えます。

3) 社会連帯経済というもう一つの経済システム

とりわけグローバル化と低成長という2つの制約条件によって市場のなかで就労機会を確保することがますます困難となってきたなかで、社会的就労型の社会的企業をこうしたネガティブな位置付けから解き放ち、新たにポジティブな価値評価を付与する道はないのでしょうか。この問題を解決するのが、市場経済とは違うもう一つの経済の考え方、すなわち「社会連帯経済」にあると思います。

カール・ポランニーは、その著書『大転換—市場社会の形成と崩壊』（1944年）で、競争至上主義の市場経済に対するオルターナティブとして、互酬性や贈与の理念にもとづく経済システムを提示しました。資源の有限性が指摘され、物的な財の消費に代わって生きることを支えるサービスを基軸とする経済への転換が今日求められ、セルジュ・ラトゥーシュの「経済成長なき社会発展」論（2006）や広井良典の「定常型社会」論（2006）などで、議論が深められています。それらが、社会連帯経済として、いま世界各地で広がりをみせています。

社会連帯経済は1990年代から登場したもので、

市場経済の全面化に対抗して登場した社会的経済と連帯経済が重なり合い、市民社会の成熟ともなって育まれてきた互酬性や贈与の理念を基盤とした経済をつくり出していくとする動きを意味します。社会的経済は、①1人1票の運営原則、②余剰資産の非配分原則、③営利性の限定という運営ルールにとって特徴づけられる協同組合、共済、NPOや社会的企業などを意味します。連帯経済は、深刻化した長期失業、労働市場から排除されたアルコール中毒患者、出所者、障害者、移民等を社会復帰させるための社会参加プログラムや教育訓練等を実施する社会的企業の活動、その他、民間企業や公的サービスでは供給されない新しいサービスの構築や福祉サービスを構築しようとする事業、恵まれぬ地域で生産活動をつくり出すこと（フェアトレード、地域通貨、マイクロクレジット、行政における市民参加型予算など）も含まれます。

これら2つの経済は、90年代末ごろから、相互の接近、連携を強化する動きがみられ、社会連帯経済と呼ばれるようになりました。こうして、今日では、欧州をはじめ世界各国で、社会的困窮者の社会参加と就労の場を提供するとともに、環境問題などにアプローチする仕組みとして、広まりつつあります。たとえば、フランスでは、社会連帯経済の規模は、2010年において全就労者の10.3%（234万人）を占め、国内総生産の6～7%を占めるまでに成長しています（福原2012b）。

こうして、市場原理と異なる互酬性を基準にした価値規範に支えられた経済システムが、徐々に広がりつつあります。この経済システムのなかに、社会的就労などの社会的企業を位置づけることに重要です。これによって、こうした事業所で働く人びとの社会的評価の基準は、市場原理である「成果」「効率」に代わって「努力」「献身性」などに置き換えられたり、多様な働き方を組み合わせた結果である「集団による成果と効率」としてとらえ返す中で、それらの就労がポジティブな性格をもちえるのではないかと考えています。

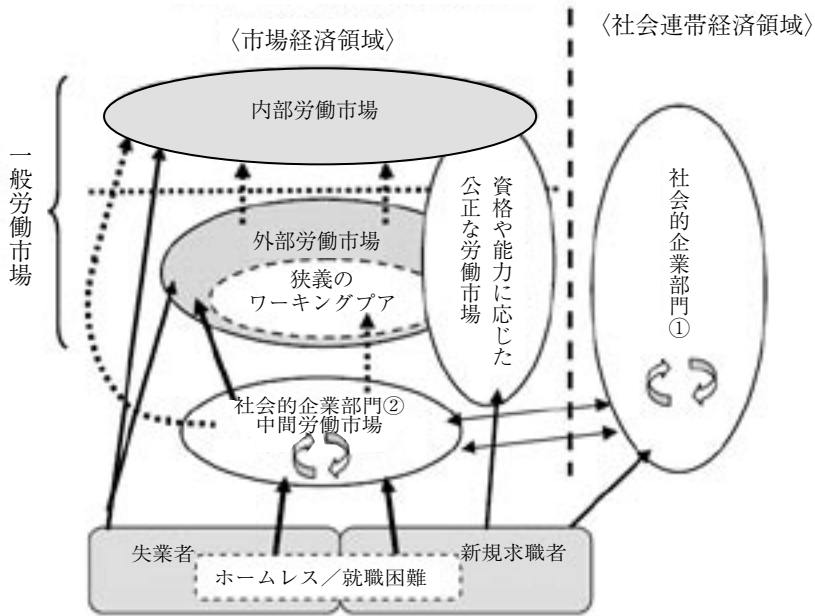
なお、こうした観点を含み、かつ労働市場そのものをより公正なものへ改革する最近の動き（2012年3月『望ましい働き方ビジョン』）も取り込んで、将来の日本の労働市場を描けば、図4

となるでしょう。

労働市場の二重構造の中で上下の分断を橋渡しするような、資格や能力に応じた公正な労働市場を構築すると同時に、それとは別な社会連帯経済の領域において継続的に働く場となる社会的企業部門①をつくっていくことが必要です。これに対

し、社会的企業部門②は、就職困難者を一般労働市場にもつなぐ必要から一定の役割を演じることができると考えています。そして、社会企業部門②はもちろん、同①においても、社会福祉サービスや援助技術を抜きにして当事者を支えることはできないと思います。

図4 日本の労働市場の将来像



注) → と ⇨ は、失業者、新規求職者、就職困難者の求職の流れを示す。出所) 筆者作成。

むすび——社会参加、就労と社会福祉学——

岩崎先生(2012)は、「現代社会のように社会経済情勢が大きく動いている時は、新しい社会福祉の課題が噴出する時である。単に個別の事業の問題だけでなく、社会福祉全体のあり方が問われ、どのように自らを変化させていくかが問われている」(9ページ)と述べました。

私のそれに対する回答は、一つは「社会情勢の変化は日本型福祉レジームの危機、それに対するオルタナティブの構築」であり、もう一つは「脱成長型の経済システムの提示」です。こういう観点から、日本の社会経済を再生するカギとして、社会連帯経済を提示しました。

では、そのなかで、社会福祉に求められている役割はなにでしょうか。社会福祉は、これまで市場経済から離脱した、および離脱を余儀なくされた人びとに対する生活支援として位置づけられてきました。しかし、いまや、アクティベーションが求められる時代となり、市場経済の世界にこれらの人びとを「戻す」ことが、社会福祉にも求められるようになってきました。それは、社会福祉を担う人びとにとって新しい課題を提起されたこととなります。

とはいえ、社会福祉固有の価値規範である「豊かな人間性と生きる意欲の獲得に向けた支援」というものは、市場経済の価値規範である「市場における個人の自立と競争」とは、一部の対象者に

は両立しえるが、多くの対象者には両立しがたいものです。この両立できないという問題を克服するところに、社会連帯経済は位置しています。

社会福祉は、社会的困窮者を「社会につなげていく」という課題、すなわち社会的包摂への取り組みに踏み込むなかで、いまや就労支援という課題に向き合うことを求められるようになりました。そして、その固有の価値規範を大事にする観点を貫きながら、社会的困窮者の社会参加と就労の場をどこに見いだすのかが、いまや問われようとしています。そして、その一つの回答が、社会連帯経済にあるのではないかと考えています。

以上で私の報告を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

【参考文献】

- 赤石憲昭 2007：「ホネットの批判的社会理論の批判性—現代における労働と承認の問題圏—」『情況』2007年11・12月号。
- 岩崎晋也 2011：「社会福祉原論研究の活性化にむけて」、岩崎晋也編著『社会福祉とはなにか』（リーディングス日本の社会福祉1）日本図書センター。
- 埋橋孝文 1997：『現代福祉国家の国際比較—日本モデルの位置づけと展望』日本評論社。
- 埋橋孝文 2011：『福祉政策の国際動向と日本の選択—ポスト「3つの世界」論』法律文化社。
- 大沢真理 2007：『現代日本の生活保障システム—座標とゆくえ』岩波書店。
- 五石敬路 2011：『現代の貧困 ワーキングプアー雇用と福祉の連携策』日本経済新聞社。
- 熊田博喜 2008：「ソーシャル・インクルージョンと地域社会」、園田恭一・西村昌記編著『ソーシャル・インクルージョンの社会福祉—新しい〈つながり〉を求めて』ミネルヴァ書房。
- 武川正吾 2007：『連帯と承認—グローバル化と個人化のなかの福祉国家』東京大学出版会。
- ラトゥーシュ.S.／中野佳裕訳 2006（訳書 2010）：『経済成長なき社会発展は可能か—〈脱成長〉と〈ポスト開発〉の経済学』作品社。
- 豊中市社会福祉協議会 2010：『社協の醍醐味—住民と行政とともにつくる福祉のまち』筒井書房。
- 濱口桂一郎 2009：『新しい労働社会—雇用システムの再構築へ』岩波書店。
- 広井良典 2006：『持続可能な福祉社会—「もう一つの日本」の構想』筑摩書房。
- 福原宏幸 2011：「ワーキングプアに対する社会的排除の諸相—雇用・生活実態から雇用・福祉レジームを検討する—」『大分大学経済学論集』63巻4号。
- 福原宏幸 2012a：「日本におけるアクティベーション政策の可能性—現状と展望」福原宏幸・中村健吾編著『21世紀のヨーロッパ福祉レジーム—アクティベーション改革の多様性と日本—』糺の森書房。
- 福原宏幸 2012b：「社会的排除／包摂と社会連帯経済—社会的承認論からのアプローチ—」『福祉労働』137号。
- ホネット, A.／山本啓・直江清隆訳 1992（訳書 2003）：『承認をめぐる闘争—社会的コンフリクトの道徳的文法』法政大学出版局。
- ポランニー, K.／野口武彦・栖原学訳 1944（訳書 2009）：『大転換—市場社会の形成と崩壊』東洋経済新報社。
- 水上英徳 2005：「労働と承認—ホネット承認論の視点から—」『社会学研究』78号。
- 水野和夫 2012：『世界経済の大潮流—経済学の常識をくつがえす資本主義の大転換』太田出版。
-
- (牧里) 労働と就労ということと社会福祉とのつながり、市場原理に基づく労働市場につながる支援が福祉支援であるのか、かといって市場原理に基づく労働市場に非労働力として留めることが福祉的支援なのか、悩ましい問題です。次に福祉現場の観点から実践を通じて勝部さんに語っていただきたいと思っています。

【特別掲載：日本社会福祉学会第60回秋季大会開催校企画シンポジウム報告】

日本社会の再生と社会福祉の役割

豊中市のコミュニティ・ソーシャルワーカーの取り組みから

勝 部 麗 子

今年に入りまして厚生労働省社会保障審議会特別部会・生活困窮と社会的孤立に関する部会の委員に入らせていただきまして、国をあげて生活困窮、社会的孤立を議論しないといけない時代になってきたというのは、ある意味では社会福祉の出番ではないかと思っています。こういうことを今まで思い続けてきたのが、国をあげてという話だということと感慨深い気持ちで、今年1年、東京に行ったり来たりしています。

社協に入って25年になります。25年前、「社会福祉協議会で仕事をします」といいましたら、当時の研究者の方から「社協みたいなのところに入って行政の先棒を担ぐのか」といわれたこともあります。「社会福祉協議会は安上がり福祉を進めるためにやっているのではないか」と公然とおっしゃった方もありました。当時、学生上がりで住民主体の地域づくりをしていくことに夢と希望を膨らませながら、現実とのギャップに苦しみながら、ということでしたが、しかしこの国の社会福祉は制度論で福祉をつくっていくことはしてきましたが、現実には社会参加、その人の生きがい、その人の社会的意味、社会的有用感を、どのように社会福祉の中で描いてきたのかということが、私の中では、この間、ずっと人間が阻害されてきているという印象をもち続けています。

もう一つが制度中心の社会福祉論が問われている中で、いろんな事業が制度化されていった背景の中に「制度の狭間」の問題というものが、もともと社会福祉というものが、制度化されるまでは、その問題を、声なき声を集めて事業化していくという社会的使命があったと思いますが、いつのまにか制度の枠組みのことを方法論として支えていく、セーフティネットを担うことが社会福祉であ

るような役割、そうさせられてきた、それをやっていけば社会福祉というふうに感じてしまうようなものになってきたのではないかと、この間の動きをみながら感じています。

そういう中で豊中の社会福祉協議会は「制度の狭間」の問題にこだわりながら、ないものをつくっていく、ないものは住民の人たちと一緒に声を上げていくという、ボトムアップの地域づくりを一生懸命やってきたということです。豊中の現状につきましては、人口39万人、高齢化率は21.3%、全国平均からすると少し若い。自治会の組織率はついに5割を切っています。地域福祉が進んでいる豊中だから自治会組織率は100%に近いのではないかとはいわれますが、むしろ5割を切っていて、新しい助け合いの形がなければ、この町は組織できないというところに立っていることが、現在の社会的援護を支えていく地域づくりにシフトせざるをえなかった、そこを丁寧にやってきたことが、今日の社会的排除を生み出さないところを意識する地域づくりを進めてきた背景だったようにも思います。

豊中の社協、25年の歴史ですが、大きな転換期は阪神・淡路大震災です。まさにそれまでの私たちの地域は、地縁型、従来あった組織に依拠した支援の組み方でしたが、震災以降、Aさん、Bさん、Cという個別の方々をちゃんと意識していくまちづくりを、きちっと支援できるような組織づくりに大きく変換させていきました。その地域づくりを変換して、いろんな方々を見守る地域にしていってこととあわせて、平成6年に「地域づくり福祉計画」を市と一緒に作成したことで、制度の狭間の問題を組織していくコミュニティ・ソーシャルワーカーをエリア中学校域に配置すると

いうという、大阪府の補助金で「地域福祉支援計画」の中で位置づけられた、全国で初めての制度で、そこをメインとするワーカーの配置ができたことで、従来からのボトムアップで問題を発見する仕組みと、それを解決していく発見力と解決力という、両方の武器を社協の中で手に入れたということで、その後のまちづくりが、ずいぶん豊かに変化していったように思います。

さらにこの事業は平成23年度から「パーソナルサポート事業」という、就労まで支援していく仕組みを、私たちのところでモデル事業として実施させていただくことになりました。生活困窮の問題、社会的孤立の問題、ホームレスの問題がたくさん町の中にあります。特にひきこもりの人たちの問題は従来の地縁型の組織、ボランティアの方々の支援だけでは難しい。地域からできるだけ見つからないように暮らしている、地域の目を避けて暮らしているような人たちに対しては、地域力だけで解決していくことが困難に感じておりました。パーソナルサポーターをコミュニティ・ソーシャルワーカーの支援員的な役割として配置させていただき、パーソナルサポートプランを立てて、具体的にその方たちの自己有用感、自己肯定感を育てていくような仕組み、居場所づくり、就労支援をする中で、特に若年層への人たちへの支援が、ずいぶんできるようになりました。ホームレスになった発達障害の人たちの自叙伝も書いていただいたり、就労に向けた一人ひとりの、今までのマイナスの体験が、実はプラスに転化していくことをご支援させていただきながら、その人たちの肯定感を育てることまで現在、進めるようになってきています。

震災の取り組み、校区福祉委員会活動の取り組みなどは、よくご存じだと思いますので割愛します。今やっている活動の大きな問題は、各小学校校区単位で「福祉何でも相談」窓口をするようになりました。従来の見守りとか給食サービスとか、子育てサロンとか、コミュニティのつながりをつくることでニーズを発見することに加えて、社会的排除をされている人たち、近所ではSOSを出せない人たちに向けて、ご近所の人たちが気づかって、ここに相談を持ち込む窓口を住民のところでつくりました。ここの相談員は住民です。「な

ぜ専門職が相談を受けないのか、住民が受けてどうするのか？」という質問を受けます。これまでの仕組みは専門職が地域で起こっている住民の課題を採り上げて解決してしまって、住民が考える機会を失ってきた、失わしてきたことが多いのではないかなと思っています。社会的排除の問題を考える時、住民間で対立するものはたくさんありますが、そこに住民自らが一緒にかかわることで、そういう問題を人ごとではなく、自分たちの課題として考えていくというきっかけをつくりながら、いろんな問題に直面していく。ホームレスの問題は排除ではなく、そこに生活する人たちを無視してはいけないと気づきます、DVで逃げできた女性たちの問題は決して人ごとではなく、彼女たちのシェルターをどうやってつくるかを住民が一緒になって考えるようになっていきます。

こういう窓口は福祉教育にもなります。実際にここで人ごとでないということをも自分自らが学んで、行政の仕組みを学んでいく場でもあります。制度の狭間の問題で、問題解決できない課題がたくさん町の中にあることに気づいていく場でもあります。

ここの対象は本人からSOSを出せない人。制度で対応できない課題。本人自身が制度のことを全く知らない、課題整理ができていない人たち、こういう問題がたくさん持ち込まれます。まさに生活問題そのものの中で制度内で解決できるものが大変限られた問題であると、住民が実感する場もあります。ここの問題を持ち込むことが、まさに地域をよくしていく活動、社会を変えていく活動に住民の方々がかわられることなんだと、皆さんと実践しながら、いつも話をしていきます。そこを支えていくのがコミュニティ・ソーシャルワーカー、地域づくりをして、ないものは新しくつくっていくということを住民の方たちの声をバックに行政と一緒に話しあっていくことを繰り返しています。

豊中のライフ・セーフティネットの仕組みは市民の方たちがいろんな問題を持ち込んでくる、住民活動の中で持ち込んでくるものをコミュニティ・ソーシャルワーカーと一緒に話し合いをしながら共同で解決をします。行政の関係機関とも連携してネットワーク会議の中で話し合いをして

いきます。さらに解決できない問題は「ライフ・セーフティネット調整会議」という市の課長級の会議に問題提起していきます。この6、7年の間に25のプログラムが立ち上がりました。お金のかかるものだけではありません。さまざまな課題を一緒に解決していく、たとえば同じ悩みをもっている人たちを横につなぐ会、広汎性発達障害の家族会、高次機能障害の家族会、自死家族の家族会、お金はかかりませんが、当事者同士が結びあうことで互いに支えあったり、モチベーションが上ったり、一人で悩まないで、制度を生み出す原動力になっていくことを実感します。ネットワーク会議では、そこの地域におられるボランティアの方、行政の方、社会福祉施設の方が一同に会して、それも高齢も障害も児童も一緒に集まります。地域の課題は高齢者の問題だけがあるわけではなく、そこの町にある問題は、さまざまな問題であることを住民発で話しあっていく場をつくっていきます。

市の課長級の会議には私たちはいろんな問題提起をさせていただいています。制度の狭間の問題として、たくさんの事例をあげていますが、実際に私たちが、どう解決しているのかをDVDで見させていただきたいと思います。

【DVD 上映】

「セルフネグレクト」に陥らないために
 ～「孤立死予備軍」を救え～
 (NHK 総合テレビ：2012.10.8)

地域の発見力ということと制度の狭間の問題については一緒に解決していく。解決するプロセスを市民の人たちが一緒にみていくと、また助けあげたい。同じような人たちが町の中にいたら相談をもっていこうというモチベーションを上げていくということで、いろんな課題を解決していく、仕組みをつくっていくことを繰り返しています。ひきこもりの人についても、80代の男性が息子さんの家庭内暴力でご相談があった。よく聞くと発達障害ではないかという疑いもありますが、受診もしてなくて、わからない。30年ひきこもっている状態で発見されたということ、これも今、軒並みにあります。豊中でも2000人、ひきこもりの人

がいるといわれていますが、昨年、200人と接触しています。そのうち33人は居場所づくりをしました。家族会が居場所をつくりましたが、そこに出てこれるようになって、そのうち4人は一般就労ができています。もしこういう仕事を我々がやらなければ、地域の人たちが発見しなければ、親子ともども心中してしまうような人たちにたくさん出会っていたのではないかなと思いますと、私たち社会福祉を实践するものの使命は、とても大きいものがあるように思います。

最後に社会福祉学に対して何か注文をくださいということ、最後にいいと思います。無縁社会化という中で家族の力、地域の力、社縁などの力がなくなってきていると思います。すぐに転落してしまう状況の中で、これまでの日本型社会福祉論のような、家族ありき、地域ありきで成り立っていた福祉の仕組みでは、もうどうしようもなくなっていることに対して、新たな展開、これが今の生活支援戦略の中でうたわれている中身になると思います。社会福祉を实践している職員が制度の範囲だけで「受けます」ということをやっているのは、受けられない人は、その後どうなっていくかについて「どうしようもない」ということで終わってしまっているのかという、社会的正義の問題を、すごく思います。制度としての社会福祉と、社会参加ということについての意義を、この価値、社会参加していく、社会的に必要なとされることを、どう生み出していかかという社会福祉の研究を、ぜひ構築していただきたいという気持ちがあります。これが社会的孤立の問題ともつながっていくと思います。

もう一つは当初、「社協で働く」と言った時に「行政の先棒担ぎだ」「安上がりだ、委託をうける先だ」といわれた時、民間の社会福祉協議会というのは、行政への批判性であったり、開発性という大きな意義があると思って、職場で意識して働いてきましたが、ここのところについても、公民協働とか新しい協働とかの言葉の中で、委託化される、仕事を下請けされることが民間の役割ではないということの価値を、公私分担論をぜひ社会福祉学の中で、もう一度声を高らかにいっていただけたらと思っています。

三つ目は、社会的排除、社会的援護を要する課

題を、地域の人たち、住民が学ぶことを通して地域をつくりかえていくというソーシャル・インクルージョンの課題についても、ぜひ、実践を、学術的に具現化していただけるとありがたいと思います。どうもありがとうございました。

(牧里) ありがとうございました。かなり生々しい実践事例のお話をさせていただきました。ニーズをサービスにつなぐということができていない、ニーズそのものがサービスに届かない。制度の枠に縛られた対象のところには届かないという、制度の中に取り込まれてしまっている福祉実践が今日の現状ではないか。そこにどう踏み込んでいくか、これは社会福祉の本来の姿ではないかということでした。また、制度につないだが、果たしてその人は有用感をもって暮らしているかどうか、あるいは自己肯定感があるか。制度につながったが、自分は尊厳ある人としては見捨てられているとか、そういう問題提起も含まれていたように思います。制度の問題を、どうとらえるかということで、次に永岡先生にご登場していただき、お話を伺いたいと思います。

【特別掲載：日本社会福祉学会第60回秋季大会開催校企画シンポジウム報告】

社会福祉政策・実践の歴史的関係と社会福祉理論の再検討

永岡正己（日本福祉大学）

私の報告は理論と歴史からということで全般的な内容になるかと思います。私に与えられた課題は歴史の理論の視点から社会福祉政策の理論と実践の関係や公私関係の問題を考え、社会福祉学の役割について検討するという事です。論点は3点ですが、①今日の状態から問い直さなければならない課題。②日本の社会福祉の政策構造の中で、公共性の基盤となる福祉実践がどのようなものであったか。そして③そこから考えられる社会福祉の担うべき役割と理論再検討の課題ということになります。

1. 今日の社会の貧しさと想像力の貧しさ

1) いのちと暮らし、生きる場の現在

今日の貧困と社会保障・社会福祉の動向が浮き彫りにするものは何か。私たちは誰も、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を有しています。誰もが幸せになりたいと願っています。しかし、津波によって被災した人たち、原発事故によって日常を失い苦しんでいる人たち、そして先の見えない貧困と雇用の不安定化、地域や家族や人間関係の弱まりの中で、生活の基盤だけでなく、生きる力と希望を失ってしまった人たち、重いハンディを担って支援を必要とする人たち、心の中の無念を抱えて自死した人たちと残された家族。私たちにはたくさんの苦難があり、必要とされるサービスが届いていない人がたくさんおられます。それらは痛み、悲しみにおいては等価ですが、問題解決のあり方には、普遍的な仕組みと個別の多様な対応の両方が適切に位置づけられた支援が必要とされます。それらの現実から今日の社会福祉は、どのように評価されるのでしょうか。問題発見から支援・解決までのプロセスが、どのよ

うに、どこまで成り立っているのかということが、私たちに問われていると思います。

2) 社会福祉の課題の重層性と想像力

まず、福祉課題の通時的性格と各時代の社会構造による規定です。政策の構造と実践の構造は社会的な文脈で統一的に明らかにされなければならない。社会福祉における実践の対象については、たえず語られてきたように、政策対象化してとらえられるだけのものではない幅広い問題領域があります。たとえばホームレス、障害者支援、難病患者の支援、それぞれの取り組みの中で課題の重層性があります。自死企図者や自死遺族支援の場合を例にしても、政策対象化される現在の「自殺対策」という言葉を軸とした社会問題としての課題と、専門性からみた対象把握の問題があり、他方へののちに向き合う実存的な関係の中での努力があります。自死とその家族との深い闇には、当事者同士の悲しみの分かち合いとグリーフケアのあり方の追求と、社会の偏見・差別の解消やよりよい制度要求への共有できる取り組みと、個々のケースや位置によって質的に異なる個別的問題への対応との両方が必要になってきます。今日では死者とともに生きていくあり方など新しい提起がありますが、なぜ専門職が無力で、非専門的な関係の中でかえって有効性を発揮する場合があるのか。そこには社会環境と政治構造のもつ矛盾の本質が隠されているのではないかと。

次に、実践の対象化と政策化、私たちの問題発見の力と想像力の問題です。社会福祉の根源的なミッションからみた対象は、政策・制度の範疇を超えて、問題を発見し、経験の蓄積の中から実践を構築してゆく。それらがやがて政策の中に組み込まれてゆくものと、そこに合わない、十分対応

されない問題に対して人間の関係性の中で主体的に働きかけるものがあります。問題解決への働きは重層的であり、政策の面には枠がはめられています。今日の福祉政策の議論はそのような枠組みの下にあります。もっとも本質的な部分が捨象され、理論化への課題として残されているのではないかと感じています。

そもそも社会福祉実践には、人間のそのような日々の暮らしの中の無数の呻き、叫び、人間と福祉が壊されてゆくことへの想像力を育み、共感・共苦し、連帯する営みが思想的に内包されているものでした。それが本来、社会福祉のもっていた姿ではないかと思えます。それは戦前の社会事業から戦後へ、戦後から今日への社会福祉の歩みの中で問われ、ある時期は反省を経て、社会福祉の役割として新たに問い直される状況が何度もあったと思えます。しかし、高度経済成長期から福祉改革への展開過程で、とりわけ「社会福祉基礎構造改革」以後の状況にあって、いのち、人権、福祉の理念が適切に語られてきたでしょうか、今日の様相をみると、福祉とその価値の解体の予兆が次第に現実となり、さまざまな危機を生み出してきました。今、改めて、いのちと社会福祉の本質的な役割とを結ぶために、私たちの想像力が問われています。

2. 福祉改革の展開と政策・実践の内的関係

1) 戦後改革の原型とその後の展開

大きな二つ目は、福祉改革の展開と政策・実践の内的関係です。まず、戦後改革期の社会福祉体系・原理の歴史的意義です。今日の福祉政策をめぐる議論と実践の展開を考えた時、日本社会と社会福祉の歴史的特質との関係が問題となります。戦後占領期に形成された社会福祉の原則と仕組みは、社会福祉基礎構造改革の議論の流れの中で、救貧的、生活保護中心的であると言われ、制度疲労を起しているという批判的な側面が強調されることがありました。しかし、それは戦前戦時の苦難の中から、戦後の社会福祉の原理と体系を求めてきた、その思想的意味を捨象した理解を前提としてしまっており、それは結果として歴史認識の貧しいことを示すものでもありました。憲法

25条の制定過程、これについてはこの間に明らかになってきた研究がありますが、公私分離、措置と措置委託制度の成立のもつ生活保障への役割も、現実的背景をみた場合、歴史的に重要な意義があり、戦前、戦時との対比の中から問題を見てきた人には、共通に「戦後社会福祉」への希望の感覚、社会福祉の原理への信頼がありました。戦後の出発点における社会福祉の原則・体系・構造の歴史的な位置を確認し、今日の動向と再接合することが必要ではないかと思えます。

日本国憲法、世界人権宣言、児童憲章などの条文を私たちは大切に、前提としてきました。改めて読み直してみるまでもなく、児童憲章にも「すべての児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」(第1条)とあります。老人福祉法には、老人は、「敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする」(第2条)と明記されています。障害者基本法にも「すべての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること」(第3条)が前提とされています。あたりまえのことですが、改めて読み直しますと、現実にはどうだろうか、そこに立ち戻って考えないといけないことがあるのではないか。そのためには公共性、共生社会への相互の社会的責任とともに、国や地方公共団体に付託された責任が、全体のシステムに不可欠のものとして重視されるべきものです。

このような確認は、国際条約、規約の規定などとも呼応して、社会福祉に思想的意味を担保してきたわけですが、近年、それが意図的に軽視される傾向があるのではないか。社会福祉研究として自明のことですが、十分に語られなかった点があります。この間の介護保険法、社会福祉法、障害者総合支援法による理念や対象観には、それが異なる位相での規定であるとしても、基本理念に異質なものが含まれ、社会が「愛護」し、「敬愛」し、「尊厳」を守り、「生活を保障」することの大切さが、言葉として記されていても、現実には十分語られないようになってしまっている。「能力に応じた自立した日常生活」の支援に内包される市場原理、個人主義、競争原理は、サービスの利用の

権利と表裏一体となって、制度とサービスを規定している。ソーシャルワーカーやケアワーカーの仕事、劣悪な労働環境にとどめたまま、採算と効率の世界に移行させ、ルーチン化させ、人間的、開拓的にとりくまれる実践のもつ豊かさ、関係の豊かさを制限、制約してきたのではないか。その上に、今日、問題になっています「社会保障と税の一体改革」の一環として示された社会保障制度改革推進法の附則などに差し込まれた歴史に逆行する差別的なイデオロギーは、この間の経過をよく示しています。現実の困難を抱えながら、福祉の実現を願って努力を重ねてきた社会福祉関係者は、こうした当然の前提や思想をもっと明確に語る役割があると思います。

次に、戦後における公私関係とボランティアの関係についてです。戦前からの公私の比重と関係性を前提として、戦後の公的責任の担保が基本となっていました。公私分離と公私協働の逆説的な関係が、日本の社会福祉の展開の中には成り立っていたのだと思います。憲法89条をめぐる問題にも社会福祉の公共性の解釈の問題があり、権利性からみた措置委託の論拠の問題も、再度議論を整理して確認しなければならないと思います。むしろ運用やサービス構造において改革が十分になされないまま推移し、制度を硬直化させ、民間性を変質させてきたその後の経過に問題が示されており、そこに政治構造の問題があると思っております。

日本の社会福祉におけるボランティアには、開拓性、批判性、運動性を内包した民間性の本質的な意味と、歴史的に固有に形成されてきた公私関係とのアンビバレントな関係がありました。今日の議論には、ボランティアの価値の狭隘化と政策形成への内的働きの把握の弱さがある。ボランティアは社会構造の中で規定されて現実化されるものですから、欧米の枠組みを軸とした公私論だけではなく、日本の歴史的現実からの公共性と公的責任のとらえ直しが何よりも必要ではないかということになります。このことは、社会福祉のもつ価値志向性の問題ともかかわる問題です。

2) 福祉実践の系譜と政策への従属的關係

第1に、福祉実践の歴史の豊かさと1960～70

年代の実践理論化の課題です。日本の福祉実践の系譜には、施設においても地域においても豊かな内容があり、それらは今日にも継承されてきている面が多いのです。しかし、その整理はソーシャルワーク史に限定されてしまうことが多く、実践史の総体としては今日まで十分にはなされていないように思われます。理論史の中で、戦前、戦後の研究を見ると、実践論は主流になっていたはずのものが、戦後の理論史の中で傍流に位置づけられていった。実践理論史の総体が今日まで明らかにされていないのではないかと。部分的には福祉労働や福祉運動の研究等に結実していますが、それは狭く位置づけられて、今日まで社会福祉学としては曖昧なままにされていると思います。岡村理論、真田理論は対極のように見えるけれども、主体的実践の広い領域を社会福祉の中に位置づけた点では共通しており、それは福祉実践に関する研究領域の本来の重要性を示すものでもありました。浦辺史、天達忠雄、鷺谷善教、重田信一の実践論、労働論、組織・運営論の視点や、松島正儀の施設実践からの提起など、実践から社会福祉のダイナミズムと価値志向性を捉えようとする努力がありました。これらは一例ですが、私は、1950年代後半から～70年代への実践と発言には、未完ではあったとしても、そこに汲んでも尽きない豊かな源泉があったと考えていますが、福祉実践全体の系譜の整理があらためて課題となります。

もう一つの問題は、政治・経済構造への従属性と、政策への実践の従属性の問題です。これは日本の近代を貫くものですが、社会福祉が経済政策や政治構造にたえず従属し、同時に社会福祉において政策が実践に従属する中でメゾ領域が肥大化してきたことです。社会保障との関連では1950年勧告から1962年勧告、70年代初頭の長期構想、そして低成長への転換から社会システムの変容の動きの中で、第二次臨調行革から90年代の社会保障構造改革、社会福祉基礎構造改革への展開がありました。1950年代から今日までの動き、90年代の福祉改革の過程をみますと、経済状況を所与の前提とした福祉改革の制約があり、積極的な側面が断片化されていた。それらにはまた、社会福祉政策だけでなく、社会福祉の政策と実践の全体が、政治構造に従属する傾向をもっていたということ

ができます。

また、社会福祉政策への実践の従属化が見られました。この間、政策科学研究の動向の中で、実践が従属的な位置に置かれてしまっていることや、専門教育においても、政策を解説し、その枠の中で実践を論ずる傾向が強まってきたと思います。ニーズとしての対象理解の問題、自立支援、利用者の立場といった言葉のもつダブルミーニングの問題、そこに含意されている政治的意図と社会福祉解体への危険に対して、実践の論理が無自覚的にしろ、その枠組みの中でマニュアル化されてきたということです。日本という構造の中で、どのように問題が変質させられてきたか、私たちは歴史の中で何度も経験してきたものです。

それとともに、メゾ領域研究が急速に発展してきたこと。これは従来社会福祉学の役割として遅れていた部分であり、重要な役割をもつことはいまでもありませんが、計画策定や、組織・運営、サービス評価、権利擁護の過程などの具体的な問題が、政策の枠組みに規定されて分節化してゆくことには大きな問題があり、メゾ領域の研究を社会福祉学研究の中にどう再定位し、社会福祉を総体として捉えるかという論理が課題となります。

3. 社会福祉の再定義と理論的課題－変革とビジョン

1) 「生活の総合的支援」のための仕組みと社会福祉の領域

大きな三つ目は、社会福祉の再定義と理論的課題についてですが、第1に、「社会的」なものとして「公共性」についてです。「社会福祉」には、一つには生活と福祉の根源的な通時性というべきものと、もう一つは社会的なものとして規定された歴史的位相があります。それは福祉国家が20世紀後半に成立してきた歴史的文脈にもあてはまります。吉田久一先生は社会福祉が、「歴史的社会的」存在であると同時に「実践的な存在」であり、「利用者」と実践的「主体者」との関係が重要であることを繰り返し論じられました。また、一番ヶ瀬康子先生は「社会福祉における主体性」や「歴史的創造性」の重要性を指摘されました。アクションの問題として語っておられます。社会福祉には制度を超え

た豊かな内容があることは今日も同様であり、歴史的展開の中から帰納的に、選別性と普遍性を統合的にとらえ直す課題があるのではないかと。救済的な課題から普遍的な生活ニーズまで、生活の諸相に対応しながら形成されてきた社会福祉のもつ社会的性格と、価値を含んで問われる社会と公共性の意味を、さらに明らかにせねばならない。連帯経済の問題も、コミュニティ・ソーシャルワークの問題も、そこにかかわるものではないかと思えます。

社会福祉には、現実の制度やサービスを押し上げて、新たな社会的領域をつくりだす働きがあり、生活保障における社会福祉的なものには、生活支援における人格的關係を含んだ生活の回復と福祉の実現をめざし、協同社会、人間的連帯を築く働きが含まれていると思えます。

第2に、社会福祉の領域と協働の関係です。社会福祉の領域と他の分野との協働、連携の問題です。地域保健、訪問看護、訪問教育、特別支援教育などの歴史は、社会福祉のある時期の重要な歴史的局面でもあり、他の専門領域と未分化の時期があり、それらが各領域へと発展し、制度が確立し、分化するとともに境界が築かれてきた面があります。またレジデンシャル・ケアや地域ケアのように、実践における一体性も見られます。慈善事業の時代には先駆的役割があり、社会事業の時代には逆に代替的役割が問題とされましたが、社会福祉には、生活の具体的支援に向かって他の専門性と連携し、つないでゆく働きが求められ、柔軟性、開拓性にもとづく新たな役割があります。制度における具体的事業の中に個々の援助実践や技術が組み込まれていると同時に、その周辺で広範な福祉活動が必然的に展開しています。それらを社会福祉の領域としてどう認知するか、の理論的検討が必要です。社会福祉の研究領域としては、社会政策や援助実践全体と相対的に分ける必要がありますが、社会福祉を新しく創造する時代に、領域を越境して取り組むような、もう一度、歴史的実践として考えていくことが重要ではないかと。社会福祉における運動的な働きもそこにあると思えますし、先駆性や開拓性ということも、そこに含まれているだろうと思えます。

そのような意味では、社会福祉の領域は今日あ

まりにも自己限定する傾向にあるのではないのでしょうか。拡散する危険性もありますが、社会福祉が取り扱う問題には自己限定を許さない、いのちと暮らしの現実があり、それらを取り込んで、一般政策、隣接の専門領域と連帯協働をつくりだす役割があります。今日、家族や地域社会が壊れ、人間が壊される状況にあって、それらをつなぐ組織原理の構築が喫緊の課題として取り組まれています。そこには新しい制度基盤の条件、アクションの原理とともに、隣接領域、境界をとらえ直して、協働と固有の領域を理論的に確定する必要があるのではないかと考えています。

2) 社会福祉の原理、ダイナミズムの回復と再定義

まず、社会福祉のもつ二面性とダイナミズムの問題ですが、社会福祉が「歴史的社会的実践」（吉田久一）と規定され、「政策—実践科学」、「問題解決の学」（一番ヶ瀬康子）、あるいは「喜びを運ぶ器としての科学」（嶋田啓一郎）と言われたのは、社会福祉の原理とダイナミズムを強く指す示すものでした。「社会福祉の二面性」「三元構造」「対象の対象化」（真田是）の論理にも共通して社会福祉のダイナミズムの回復が訴えられていました。今日の政策主導の中で社会福祉が内部から分断されてくる危機にあって、改めて、これまでの系譜を検証して社会、問題、運動を捉え、人権と平和の確立と、より人間的な社会への社会変革を生み出す社会福祉の全体を再定義することが求められていると思われます。

理論の展開には、この他にも、戦後初期の竹中勝男の福祉社会の視点、江口英一、籠山京の生活問題からの視点、嶋田啓一郎の実践と価値の視点を含む力動的統合理論、小倉襄二の人間疎外と「底辺への志」の視点の系譜等々には、相対的に独自の社会福祉の働きと意義を明確にしようとする取り組みがあった。そこから明らかになることは、いずれも人間の倫理的な課題、排除され疎外された状況の問題、社会福祉政策と実践の目的と機能をめぐる二面性の把握、社会福祉の運動性をどう回復するかという課題であり、とくに80年代から危機意識をもって警鐘が鳴らされてきたことでもありました。新たな社会システムの中で、そして

貧困・格差の急激な顕在化、東日本大震災以後の状況の中で、その課題をどう引き継いでいくか。これはアクション機能が内向化する傾向が調査で指摘されているところですが、そうした状況をどう反転させるか、社会福祉法人、NPO、当事者団体、新しく生まれる組織のそれぞれのミッションと批判性、運動性をどのように回復してゆくかということが、社会福祉のビジョンとかかわって問われるところです。

次に、社会福祉の創造性と再定義の課題です。国際ソーシャルワーカー連盟のソーシャルワークの定義には「人権と社会正義」を拠り所として、人間のウェルビーイングの増進を目指すとともに、そのための「社会の変革」と「人びとのエンパワーメントと解放」が目指され、専門職団体でも採択されているわけですが、それは政策と実践が切り結ぶ現実の社会福祉の業務の中で、どう実現してきたか。社会福祉の構造全体の視点から、あらためて明らかにする必要があります。

ソーシャルワークと社会福祉を切り離す議論に見られるように、ソーシャルワークと社会福祉政策を同じ位相で論じることは危険があり、問題を錯綜させるのは確かです。しかし他方で、歴史的に問題を捉え、社会福祉の本質を析出しようとする、なぜ生活の問題に制度的対応から個別援助の仕組みまでが必要となり、また行政機関から非営利活動までが事業主体として含まれるのかという問題があります。なぜ社会福祉にはマクロレベルからミクロレベルの実践まで含まれてきたのか。そこには貧困が生活に立ち現れるかたちと、実践性の特質との関係が歴史的に存在しています。そこには福祉的支援の普遍性があり、時代の構造に規定されて変容する形態の質的变化があります。社会福祉学の研究領域として切り分けることは必要であっても、体系として分離することが問題であることは、問題解決の学としての性格をある面で共有する医学、看護学、教育学、心理学等との類比からも明らかになるものです。社会福祉学は、教育学や医学、あるいは包括的な体系としての福祉学と比べて、政策と実践をつなぎ合わせ方として応用科学、問題解決学といった役割と特質からの追求が重要ではないかと思っています。

生活、政策、実践、運動の現実から、今日もつ

とも大切なことは、社会福祉のダイナミズムを回復すること、私は社会福祉の定義に、そのような力動的な論理が組み込まれていないことに疑問を強く感じてきました。この間の理論展開には、いくつかの方向から、そのような課題が追求されていますが、その全体の発展的な文脈の中には、価値志向性やスピリチュアルな面にも届く人間の視点が内包されるはずだと思います。社会福祉のダイナミズムの回復と、それらをふまえた政策の変革を促す生活者の視点からの提起と、今日の豊かな実践を包みこんだ深いレベルでの再定義が、今日の社会福祉には求められているのではないのでしょうか。

3) 福祉関係者が発信するビジョンを

戦前の社会事業家はよく「美しい幻」を描きながら仕事に取り組みました。聖書の「箴言」には「幻のない民は滅びる」と記されています。幻とはビジョンを指しています。今、私たちは「美しい幻」を確かなものとして描くことが出来るでしょうか。私たちの各場面での努力をつなぎ合わせて、また、歴史的経験、歴史認識をふまえて、マクロ、メゾ、ミクロを貫く社会福祉のビジョンを描き、それを政治、経済、社会に問いかけ、その基礎に位置づけることが社会福祉の原点としての役割ではないか。「社会の再生」に対応すべき「社会福祉の回復」がどうあるべきか、「社会福祉の再定義」の課題をどう展開するか、その道筋について、議論を重ねながら、さらに考えたいと思います。今日の非人間的な状況への抵抗、貧困を引き起こす社会構造への変革の努力、反原発への取り組み等々、を通して、社会福祉の原理が、政治、経済構造を先導し、枠づけるという道筋を示すことが、今もっとも必要なことです。これまでになく社会システムの変化、人間主体の歪みや社会意識の変動を伴う今日の困難な生活状況を受けとめながら、理想を人間的な福祉思想へと構築し、政策と実践を変革する力となるような社会福祉学の役割を期待しています。これで報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

.....
(牧里) ありがとうございます。政策分析から実践まで、かなり広い範囲をカバーしていただきまして課題をたくさんいただきました。今日のテーマは「社会再生」ですので「再生する社会」とはどんな社会なのか。どういう社会モデルがあるのか。社会モデルがないから政治も経済も我々の意識も迷走しているのではないか。その大状況の中で社会福祉の実践を、どう展開していくか。そういう展望も含めて岩崎さんからコメントをいただきたいと思います。

【特別掲載：日本社会福祉学会第60回秋季大会開催校企画シンポジウム報告】

コメントならびに質疑応答

岩崎 福原さんの報告についてですが、今、問われているのは労働の中でも、商品性だけに還元されない労働の意味なのではないでしょうか。市民社会における市民の義務に納税があります。これは税金を納めることが可能な有償労働を行うことが、この社会を構成する基盤となっていることを意味しています。しかし福原さんの話では正社員になれず商品性の低い不安定な労働にしかつけない人たちがどんどん増えており、有償労働を社会の基盤にするという構造そのものが、今、正当性を失いつつあります。そうした中において、連帯経済という、互酬性のような、直接的な人格的なつながりにもとづく活動が、有償労働による社会の結びつきのほころびを補完する原理として評価する必要があるというご指摘でした。

これは社会福祉の今後の展開にとっても関連のあるご指摘です。社会福祉は近代市民社会以降、有償労働による経済的な自立という原理との関係に苦勞してきました。この原理によれば、経済的に自立できない者を自立させることが社会福祉の役割となります。しかし、それに何とか対抗して福祉が目指す価値を実現しよう、経済的自立以外の価値もこの社会にとって必要なのだということを実践的にいい続けてきた。そういう歴史だと思います。もし、有償労働による自立をもとめる価値観が弱まり、連帯経済という価値観が強くなれば、社会福祉の展開に大きな追い風となると思います。ですがポイントとなるのは、社会に対して連帯経済の価値がなぜ必要なのかということ、どうやって発信していくのかではないでしょうか。海外における連帯経済の広がりに関する事例を伺えばと思います。

次に勝部さんの報告についてですが、社会福祉には個人の生活問題としてとらえる視点だけでなく、社会が解決すべき社会問題としてとらえる視点が必要だと言われてきました。社会問題をとら

える方法としては、マルクスなどの社会理論分析で社会問題を解釈するという方法と、もう一つは、実証的なアプローチで社会問題をとらえる方法があります。たとえば社会調査であったり、セツルメントなどがそうした役割を担ってきました。しかし現代社会では、地域が拡散して何が共通の問題なのかわからない。また個人化が進み、自己責任で解決すべきという風潮が強くなり、単に問題を提示するだけでは「これは皆の問題だ」と「社会問題だ」との理解は容易に得られません。

そうした中であって、勝部さんの今回の報告は、コミュニティ・ソーシャルワーカーの取り組み、例えば住民を巻き込んだ「福祉何でも相談」などの取り組みが、今の社会において、「これは皆の問題だ」と「社会問題だ」と認識させる新しい装置を提示されたのではないかと思います。こういうものを我々は理論的にも、もっと評価する必要があると感じました。どうやってそういう装置をつくりだし、住民を巻き込んでいったのか。さらには、住民だけではなく行政をどう巻き込むのか。勝部さんが書かれた『セーフティネットーコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の現場』という本の中で、ごみ屋敷の問題に行政への協力を求めた時、「そんなことをしたらキリがない」「個人のワガママとちがいますか」と言われたという事例が紹介されています。まさにこうした個人の自己責任の問題にされてしまう言説にどう対抗して理解を得ていくのかが、とても重要なポイントだと感じました。

永岡先生の報告を伺って、改めて社会福祉学というのは誰のための学問なのだろうと思いました。誤解を恐れずに言えば、社会福祉事業に従事する援助者のための学問であることを明確にすべきだと思います。援助者に、問題を認識する理論や、問題に働きかけるツールを提供することで、援助者に役に立つ学問である必要があります。それが

結果として利用者にとってもプラスになると思います。とすれば、確かに援助のエビデンスを明確にすることも必要なのですが、勝部さんらが行われている実践を考えると、新しい社会問題論、社会福祉が対応すべき問題を発見し、共有化するための言説が必要であるということを感じました。それが社会福祉の「ダイナミズム」を回復することだと思います。

社会福祉は常に理論と実践が乖離している、ずれがあるといわれ続けてきたわけですね。それでも「大きな物語」としてのマルクス主義などが説得力をもった時期には、そうした解釈を提示することもそれなりに意味があったと思います。しかし、大きな物語が説得力を失った時代に、どうやって住民や周りの人たちに納得してもらえるかというロジックを、どう開発するのかという点が今、問われているのかなと思います。原論研究の本来の役割はそこにあるのではないかなと思います。社会福祉の従事者が問題を発見し、「これはみんなの問題ですよ」という時に、役に立つ理論を提供するのが原論だと思うので、ぜひ今の時代に即した原論研究が必要だと思っています。

牧里 ありがとうございます。それでは皆さんからご意見、ご質問をいただきたいと思います。

参加者 安心生活創造事業の一つは、この近辺で安心して暮らしていくということへの公的責任が後退していった、そこに孤立を含めて、もう一回、行政がその問題を把握しなければいけないと。民間を含めて、事業の意義があると思います。生活支援戦略の中で、ある雑誌からインタビューを受けて、生活支援戦略についての考えを出しました。寄り添いホットラインが1日3万件の電話があって、そのうち1200件しか対応できない。私たちが対応できているのは国民の間のほんとは一部です。それを勝部さんが地域の中で展開していった。それは本来は市町村の自治体の福祉事務所で対応できる体制をつくらないと無理だと思う。ただし福祉事務所はシステムとして、永岡先生はメゾシステムといわれましたが、非常に厳しい。社会福祉主事も専門性をもっていません。福原先生は雇用との関係をいわれましたが、市町村自治体が雇用部局は、ないんですね。県ですね。2000年の基礎構造改革では棚上げにされた福祉事務所の問題に、

どうソーシャルワークなり、公民が連携するシステムをつくるかということが問われています。私はかなり厳しいと思っていますが、そのあたりのご見解をお願いします。

参加者 社会福祉士をやっております。議論してほしいと思うのは、お金の話、この問題をどう認識するのか。企業はどれだけの製品を納めるか。そして税金を納める。集めてきた税金をどのように使うのか。こういう問題を抜きにして議論は進まないのではないかと。発言の中ではちょっと弱かったと思います。現場から市民の側から「ここをこうしてほしい」という声が出てくるような理論と実践をしていくために、税金の問題、税金の使われ方の問題を少し考えていただければと思います。

牧里 財政問題に答えられるわけではありませんが、税の納め方、どういう使い方をするかを、社会に置き換えてご発言いただいても結構ですが。

勝部 二つのお話がありましたが、生活支援戦略の中でも福祉事務所の機能をアウトソーシングしていこうという話も出ています。相互相談、ソーシャルワークができる伴走型相談の機能を別立ててつくろうという話もあります。これから議論になっているところですが、私たちが今いっているのは、福祉事務所は今、厳しい話の方が強くなって、生活困窮者の就労支援を含めて生活を支えていくことをされつつ、見直しもされているということで、公私関係の問題があるんですが、同じベクトルでも、厳しい考えの人が伴走していくと、どんどん厳しくしていくということもあるので、福祉事務所が責任をもって、そういう人たちがちゃんと支援していくのは当然ですが、申請主義でない支援の仕方をしていかないと、従来の機能のままでやれるのかどうか、疑問があると思っています。もう少し開かれた場で生活困窮者の話し合いの場をつくる仕組みができないか。民の側につくるとしても、単独のNPOの支出だけに任せるのは問題ではないかと。

お金の捻出については、まさにお金がないとできない。財源を含めて、この事業をご支援いただきながらやってこられたんですが、そこには利用者と専門職の関係を越えて住民がしっかり巻き込まれていくことが重要だと思っています。いいこ

とをしても対象者と援助者だけの関係ですと、市民にとって、その必要性がわからないと、そういう事業は理解されませんし、やっている事業所に対して応援してくれる人もいないことになりま。お金もつかないことになっていくだろうと思います。社会問題がちゃんと地域の方にも企業の方にも「見える化」していく取り組みが必要ではないかと思っています。

永岡 福祉事務所の問題は、生活支援戦略など、新しいサービスが登場していますが、生活支援条件や基盤がどんどん崩されてきていて、非正規雇用が導入されたり、民間に転嫁されてきてしまっています。そもそも民間に中心をおいて事業をやっていくのが困難だから、福祉行政機関の役割が問われてきたはずなんです。そここのところが今、財政問題やワークフェアのあり方など政治的論理の中に社会福祉関係者の議論が巻き込まれてしまっているような印象を受けています。専門性の確立と専門職配置の問題、人員増、人件費の国庫負担、行政機関の責任体制の問題など、そこはきちんと社会福祉研究の側から理論的に追及していかないとだめだと思います。実践の場では、日常業務の中で言いたくても言えない状況だと思えますが、それを研究の場から明確に提示していくことが、福祉事務所で援助と自立への活動をしている人たちの支えになるのではないかと思います。

お金の問題は、全体の国民負担率の細部の国際比較や、法人所得課税、内部留保の問題なども含めてそれぞれ検討されると思いますし、所得税、消費税問題に関しては、議論としては一致しないところがあるかと思いますが、社会福祉の中で税の問題の仕組み、財源をどうしていくかを含めた積極的な議論を展開していくことが必要です。財政問題について、社会福祉関係者には、「それを言われたらおしまい」というような意見が、遠慮したいものがありますが、社会福祉は人間の幸せの社会的実現をめざすものなので、今日の生活や貧困実態と、人間らしい暮らし、社会福祉の理想的な社会のあり方を基底に据えて、ここにはお金を投入しないとイケないということを示すことによって、そこから全体の財政の仕組みが規定されるべきだと思いますが、それが逆転して「こういう条件だから、その枠の中でやらざるを

えない」という議論の前提になっているところがあると思います。配分の仕方は議論があると思いますが、根本的なところをもっと追求していかないとイケないと思います。

牧里 社会福祉の領域と限界ということ、社会福祉の研究は財政構造とか租税構造とか議論しなくてもいいのかという、ソーシャルワークや社会福祉にとってどこが足りないのか。本来、広げることと、限定することが同時にできると思いますから、それについて議論することはいいことではないかと思っています。私たちはどんな社会を目指していくのか。グローバリゼーションの中で非正規雇用がどんどん増えていくとかの問題と結びつけて、そういう問題を意識しながら私たちの実践を考えなければならぬ。私たちが社会の一員として、どういう社会をつくりたいのかという点から福祉を考えていかないとイケないということを議論していく。ソーシャルワーク、福祉政策とかの議論を含めて考えていきたいと思っています。

福原 福祉と就労について。生活困窮者の就労支援の問題が課題になっていると考えています。生活支援戦略においても福祉事務所、ハローワークなどで就労につなげる仕組みを考えるとともに、社会的支援をどうしていくかが課題となっています。福祉事務所は各市町村で就労に向けて取り組みがされているわけですが、ハローワークと連携して就労に結びつけることになっていて、直接の職業紹介はしないという状況にあります。しかし、福祉事務所によっては、就職困難な生活保護受給者のかかえる問題を発見したりどう仕事につないでいくかわからない状況にあり、ハローワークや福祉事務所の関係も、うまくいっていないところもあります。現状の仕組みがうまくいくということに、あまり期待していないというのが、一つの結論です。

大阪府下の市町村では2002年から地域就労支援事業をやっています。大阪府がコミュニティ・ソーシャルワークと同じような仕組みで、市町村の雇用担当部局が連携する中で就労支援に取り組んでいます。豊中市の先進事例がありますが、地域にいろんな人を雇いたいと考えている中小企業も、そこそこあります。ただ彼らは、自分たちが求めている支援したい人たちと、うまくめぐりあ

わなことが多い。どうやって彼らを雇っていいかわからないという、マッチング上の困難があります。その部分を豊中市の商工労働部では求職者に対する相談事業をやりながら、かつ地域の中小企業に対する相談を含めて人材育成と紹介の取り組みをやっています。こういう求人は、大阪府下のいくつかの自治体でも似たようなことをやっています。東京でもあります。パーソナル・サポート・モデル事業の自治体では、新しい取り組みが進んでいて、生活困窮者の取り組みは市町村の福祉事務所もかかわった形でも、今後、展開が期待できると思っています。

牧里 その時代、時代の社会モデルがあって、そのもとで福祉の制度がつくられる。憲法25条に関して言えば、戦前から戦後の福祉は変わっていった。「健康で文化的な生活の保障」とありますが、その前には「日本国民は」と書いてある。カナダのように多文化政策の政策をもっているところでは、そういうモデルのもとに福祉の実践やソーシャルワークがあるということです。そして私たちにとって新しい社会モデルは何かという、多様性を認める社会にしないといけない。そのためにはどんな問題があるか。適格条項の撤廃とか。しかし私たちの取り組みの中では、そういうことを認識するのを怠ってきたのではないか。地域であれば自治会でも出てくる長は男たちとか。なぜそんな構造が生まれてきたのか。ジェンダーの視点もある。考えれば世帯単位なんですね。戸籍も住民票も。今の時代にあわないといってもいいのではないか。個人を大事にするという意識はありながら、制度は遅れているという、こういう議論もしないと、モデルも描けない、社会が変わっていかないと思うんです。私たちが社会モデルを描くことと日々の実践とはどういう関係にあるかについて積極的に議論してもいいのではないかと思います。

岩崎 連帯経済が必要だと主張する理由は、社会福祉の推進を求めるからではなく、この社会を統合するための原理的な要請です。連帯経済を導入するのは、社会を統合し続けるためということが明確であれば、それに伴うコストを払うことの合意は、そんなに難しくないのではないかと。この社会が、一つのまとまりをもつことは、企業活動に

とっても前提となっている。私たち自身が、社会のまとまりの在り方に関して、魅力的なオルタナティブを提示できれば、財政問題についても、過度に悲観的になる必要はないと思います。

牧里 学会としての研究課題について。研究対象の話は、いくつか出たと思いますが、どういう研究をしてほしい、どんな研究を進めてほしいとか、学会員として追加する研究課題があればお出しただきたいと思います。

永岡 社会福祉の論理というものを、もっと強く打ち出さないといけないと思います。全体に他の一般政策に従属した形で社会福祉がというのが日本の近代の問題ではないかと思っています。原発の問題にしても、ドイツの場合、国民が原発廃棄を選択する動きがあった。日本の場合、投票したら明らかに脱原発になるのに、そうならない構造がある。政治構造の部分に対して、社会福祉がもっと切り込んでいって、経済政策の論理も先導するような。変革の力と構築力という働きから見ると、福祉の論理だけで完結せず、他の論理とつないでゆく必要がありますが、ボラタリズムの問題とか、社会のあり方、行き方についてかかわって、社会のビジョンを社会福祉の側から実証的にも実践を積み重ねて明らかにしていくことが、社会福祉の総合的な研究のあり方ではないかと。それぞれの役割を担って研究していく。今、全体像が見えにくくなってしまっているのを、具体的な問題と重ね合わせながら明確にしていく、問題を一度整理して位置を定めていくことが研究の発展とあわせて重要だと思います。そこに期待したいと思います。深い意味でのビジョンを、共有していけるものができるはずだと思っています。それに期待したいと思います。

勝部 学生時代に勉強してきたことが、今、根底にあるのかなと、今回、学会なので考えてみました。経済の勉強をしたこととか、歴史の勉強をしたことが、今回も強制労働の話が出てくるわけです。生活保護を受けている人たちを働かさないといけないとか義務づけの話になると、旧生活保護法に戻っていくような議論になる。歴史の中で出てきたことをみていると、人間がどういうことを営んでいるかをしっかりわかってないと、時計の針を戻してしまうことになるんだということも実

感しています。今、ぜひとも思っているのは専門性とは何かということで、市役所の福祉事務所は生活保護の相談にのっているから公的責任だと。それは公的責任であるが、社会福祉の専門性のない人たちが生活保護を受け付けられないという、本人の問題もあるけど、そういう実態がある中で公的責任論は、その人がやれば公的責任なのかということを考えます。そこがうまくいかないなら、じゃ、民間なのかということも乱暴な話であって、社会福祉の価値が今、見えなくなっていて、パーソナルサポートを進めている人の中にも「専門性は不要である」とか「ついているだけでいい」と声高らかにいう人たちも出てきています。私たち、この何年間、社会福祉士をつくってきたことは一体なんだっただろうという気持ちが、現場ではしています。福祉学が現場を変えていくことが大切だと思います。

もう一つは行政で、どんなにいい人たちがやったとしても、すべてがうまくいくということではなく、そこに民の力がないとうまくいかないのではないか。公私関係のことも考える仕組みも、ないといけないのではないかと感じているところでもあります。いろいろ思いが溢れますが、社会福祉学というのは、人を幸せにする学問のはずなのに、目の前で支えられない人たちがいて、見て見ぬふりをしてしまわざるをえない学問になったり、そういう実践者を生み出していることが、それでいいのかということ、もう一度、問いただしていきながら、そういうことがきちんと具現化できるような学問であってほしいと思います。

福原 90年代後半から支援とか調査にかかわったりする中で、いろんな現場で支援しているグループ、NPOの方たちともおつきあいさせていただきました。現在は勝部さんたちを含めて大阪の5つの地域でかかわっております。行政のソーシャルワークの人たちとは、あまりおつきあいはなくて。結構、自治体によって温度差があって、違うなと感じています。違いも多様な実態で、何がモデルなのか、見えない状況です。英語ではソーシャルアクション、フランスではアクション・ソシアル、こういう側面も社会福祉はもともと持っているはずだろうと思います。実際、パーソナルサポートの取り組みで相談している人たちは、当事者と

信頼関係をつくることから始まって、住むところがなければ家を探すとか、家族に問題があればしっかりかかわっていくようにする、居場所を用意してつくっていく。仕事にもつないでいくという取り組みが、ソーシャルアクションなんだと理解しています。制度は大事だけれども、制度を同時につくりかえていく。現場からという発想を大事にしてほしいなと思っています。国の制度も大事ですが、市町村、都道府県のレベルでも条例等々で抜け道をつくることは可能だと、大阪を見ているのも思ったりします。そのあたりの工夫を提示する、その積み重ねが国の制度を変えることになるのだろーと思っています。

2点目に「社会的承認」という言葉にこだわりをもって、仲間うちの認め合うことももちろん大切です。法的に承認することも大事です。そういうこととあわせて「社会の一員」として認めあうための、もう一つの基準があると思うんです。それが日本社会であれば、市場を通しての価値に軸足がおかれている。それを全面的に否定するつもりはないんですが、あわせて人格的な原理、互酬性というところを、もう一つプラスした観点で「社会的承認」をとらえ返していく必要があると思っています。

新しい社会モデル、日本で今まで、それがきちっと議論されてこなかったように思います。ヨーロッパ社会ではイギリスはブレア首相が登場した時に「第三の道」がありました。フランスの社会連帯は、19世紀末から脈々とつながって、今も、その体系が生き続けていて、包摂政策につながっていると思います。日本ではどうか。そのへんのことをあまりきちっと議論しようとしなくて、生活保障ということで切り返していく。モデルという時には、生活を支えると同時に、それに対して支えられた人たちがどう応えていくか、その権利・義務をうまく組み合わせていく、そのへんの仕組みを、国民、全市民が合意できる仕組みづくりについて、これから議論を始めてほしいなと思っています。今年の「厚生労働白書」では「福祉レジーム」がテーマになっています。国自体が福祉レジームに、ようやく関心を示し始めたのかなと思っています。その意味で希望をもちながら研究を進めていきたいと思っています。社会福祉の領域も含めて。

岩崎 かつて柴田善守は、社会福祉は「両頭の蛇」だと言いました。一方の頭は、現実に対する批判をして問題を切り出す、もう一方の頭は、現実と妥協しながら個々の生活問題を解決していく。今の社会福祉は、社会を批判する頭の方が小さくなってきていると感じます。社会問題を見るという点は、社会福祉士の指定科目のシラバスの中に社会問題という言葉は入っていません。しかし社会問題論がない社会福祉学はあり得ないのではないのでしょうか。今回のシンポジウムでは、特にこうした社会福祉の課題が明らかになったと思います。関西学院大学の社会起業学科のカリキュラムをみると、きちんと社会問題論が位置づけられており、現代的な社会問題へのアプローチが学べるということです。こちらのカリキュラムの方が、よほどよい社会福祉士の養成ができるのではないかとも思いました。社会問題論を社会福祉学がとらえ直すことが、今重要ではないかと思いました。

牧里 今日のテーマは広くて、どこへ行くかなと心配もしましたが、広げながら狭めるという実践の仕方、政策のつくり方ということを改めて感じました。そのためには、たとえば政治と福祉はどうなのか。他の隣接領域と手を組んで研究を進めていかないといけないのではないか。高度経済成長とか中小企業の問題とかを焦点化した議論もありましたが、他には文化の問題もあります。文化人類学も考えないといけない。この点は遅れていますし、もっと理論的に進める必要がある。しかし福祉の立場は、こうであると常に見直して進めていくのがいいのではないかと思いつつ、時間がきてしまいました。皆様、最後までシンポジウムにおつきあいいただきましてありがとうございました。議論をしていただきました3人のシンポジストの方々に感謝をこめて拍手をしたいと思います。ありがとうございました。これで終了させていただきます。